

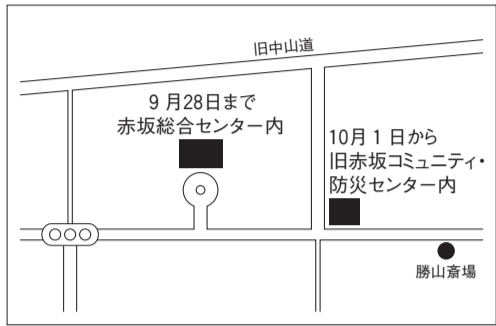
市民サービスセンター からのお知らせ

問合せ
窓口サービス課
(☎47-8759)

◆◆◆ 赤坂サービスセンターの移転 ◆◆◆

赤坂総合センターの廃止・解体に伴い、同館内にある赤坂サービスセンターは、10月1日に旧赤坂コミュニティ・防災センター1階(昼飯町113-2)へ移転します。

この移転作業に伴い、9月29日(木)・30日(金)は臨時休館します。なお、電話・ファクス番号の変更はありません。



◆◆◆ 南部および赤坂サービスセンターに休館日を設定 ◆◆◆

南部サービスセンターと赤坂サービスセンターは、休館日がありませんでしたが、10月1日から右表のとおり休館日を設定します。

サービスセンター名	休館日
南部サービスセンター	毎週火曜日
赤坂サービスセンター	毎週日曜日

◆◆◆ 電話予約サービスの廃止 ◆◆◆

電話予約により証明書などを時間外に受け取れる「電話予約サービス」は、証明書コンビニ交付サービスなど時間外の証明書発行対応が整ってきたため、10月1日から廃止します。

下水道供用区域の人は お早めに切り替えを

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道を整備しています。お住まいの地域で、下水道が利用できるになりましたら、早めに切り替えていただくようお願いします。



工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。

指定工事店の一覧は、市HPでご覧いただけます。

なお、排水設備の改造で、金融機関などからの融資をお考えの方は、利子補給制度がありますのでご利用ください。

詳しくは、下水道課 (☎47-8714) へ。

屋外広告物の 申請と調査に ご協力ください

良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するため、広告塔・看板・壁面広告などの屋外広告物を設置するには、条例によりあらかじめ市の許可を受ける必要があります(一定面積以下の自家広告物を除く)。

屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請の手続きを行ってください(許可には手数料が必要)。

なお、市は、地域ごとに屋外広告物についての調査を行います。調査では、市から委託を受けた調査員が、必要に応じて店舗や事務所などの屋外広告物を公道から測量し、写真撮影します。ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】都市計画課(東庁舎2階、☎47-8694)

認知症の人を見守る「まちづくり」「ひとづくり」 あなたも「認知症サポーター」に！

●認知症サポーターとは

認知症の正しい知識と具体的な対処方法などを学び、認知症の人やその家族を地域で支える応援者＝サポーターです。

●気軽に「出前講座」のご利用を

市は、地域や団体などに、講師を派遣し、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。ご要望に応じて、お近くの集会所などに出席して行います。お気軽にご利用ください。

申込など詳しくは、高齢介護課 (☎47-7415) へ。



違法な森林開発は 「森林の不適正事案110番」へ

県は、違法な森林開発の早期発見のため、毎年8月を強化月間とし、市町村などと協力しながら、重点的に合同パトロールを行っています。

森林で不審な伐採、採掘、建築物などを発見した場合は、「森林の不適正事案110番」(西濃農林事務所林業課内、☎73-1111 内線393) へ。

三年以内既卒者等 採用定着奨励金

国は、既卒者や中退者の応募機会を拡大し、定着を図るために「三年以内既卒者等採用定着奨励金」を創設しました。

これは、既卒者などが応募可能な新卒求人の募集を新たに行い、採用後に一定期間定着させた事業主に対して、奨励金を支給するものです。



詳しくは、岐阜労働局助成金センター(☎058-263-5650)または最寄りのハローワークへ。

審議会を傍聴してみませんか

介護保険運営協議会		担当：高齢介護課 (☎47-7409)
8月22日(月)	13:30~15:00	市役所3階 第2委員会室
・大垣市高齢者福祉計画の進捗状況について ほか		
障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会		担当：障がい福祉課 (☎47-7298)
8月30日(火)	13:30~15:30	東庁舎3階 大会議室
・第二次障害者計画の事業実績および事業計画について ほか		

期限内に手続きを 各給付金の申請

「平成28年度臨時福祉給付金」および「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」の特設会場開設期間は11月2日(水)までです。対象となる可能性がある人には7月末から申請書類などを郵送しましたので、手続きをお願いします。

平成28年度 臨時福祉給付金

- ▶対象者/基準日(平成28年1月1日)に大垣市に住民票があり、平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、平成28年度の市民税(均等割)が課税される人に扶養されている人や生活保護制度の被保護者などは対象となりません
- ▶支給額/対象者1人につき、3千円を支給します

年金生活者等支援 臨時福祉給付金

- (障害・遺族基礎年金受給者向け)
- ▶対象者/平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障害・遺族基礎年金等を受給している人。ただし、障害・遺族基礎年金受給者であっても、高齢者向け給付金3万円を受給された人は対象となりません
- ▶支給額/対象者1人につき、3万円を支給します



問合せ

臨時福祉給付金専用コールセンター (☎47-7953)
平日の午前8時30分~午後5時15分

申請方法(共通)

①郵送による申請

◆申請書に同封の返信用封筒をご利用ください

②特設会場における申請

▶とき/11月2日(水)までの平日 午前8時30分~午後5時15分

▶ところ/市役所本庁1階第5会議室

◆特設会場開設中は、上石津・墨俣地域事務所、上石津地域の各支所、各市民サービスセンターでも受付可